

いちき串木野市薩摩スチューデント奨学プログラムに関する連携協定書

いちき串木野市（以下「甲」という。）及び鹿児島相互信用金庫（以下「乙」という。）は、子育ての経済的負担の軽減、各地で活躍できる人材の育成及び各地で活躍した人材の地元への還流を図るため、甲が定める「いちき串木野市薩摩スチューデント奨学プログラム」について相互に連携協力を行なうことを目的として、次のとおり「いちき串木野市薩摩スチューデント奨学プログラムに関する連携協定（以下「本協定」という。）」を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、甲及び乙が、互いの連携協力により、両者が持つ知識・情報・ノウハウ・人材・システムを活用することで、次に掲げる理念を達成することを目的とする。

- （1）高校・大学等への進学時に特に多く発生する子育て・教育に関する経済的負担に対し、甲の「いちき串木野市薩摩スチューデント奨学プログラム」及び乙の「いちき串木野市薩摩スチューデント奨学ローン」により経済的負担と将来への不安の軽減を図るとともに、若い世代の結婚・出産・子育ての希望をかなえる
- （2）「いちき串木野市薩摩スチューデント奨学ローン」を活用することで高度な教育を受けることができる環境を整備し各地で活躍できる人材を育成する
- （3）前号により各地で経験を深めた人材が、「いちき串木野市薩摩スチューデント奨学プログラム」を活用して地元へ還流する新しい人の流れを作る

（連携協力事項）

第2条 甲及び乙は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事項について連携協力するものとする。

- （1）いちき串木野市薩摩スチューデント奨学プログラム及びいちき串木野市薩摩スチューデント奨学ローンの円滑な運営
- （2）前号の1年毎の利用状況、総額等の報告、今後の想定等情報の交換
- （3）薩摩スチューデント基金の募集等
- （4）その他、両者の協議により定める事項

（個人情報の保護）

第3条 甲及び乙は、既に公知となっている情報を除き、本協定に基づく連携協力により知り得た情報を連携協力上必要な範囲においてのみ使用し、相手方の事前の承諾なく第三者に開示し、又は漏洩してはならない。なお、本協定の有効期間が終了した後においても同様とする。

（プログラムの内容及び協議事項）

第4条 いちき串木野市薩摩スチューデント奨学プログラムの詳細については、甲の定める要綱に定めるものとする。

また、いちき串木野市薩摩スチューデント奨学ローンについては、乙の定める事務取扱要領に定めるものとする。

社会情勢の変化等により、本協定に不備が生じた場合又は本協定に定めがない事項については、甲及び乙で協議するものとする。

（有効期間）

第5条 本協定の有効期間は、協定締結の日から令和6年3月31日までとする。ただし、有効期間満了の日の2月前までに、甲乙いずれからも文書によるこの協定終了の意思表示がないときは、当該有効期間満了の日の翌日から起算して1年間延長するものとし、以後もまた同様とする。

（反社会的勢力等の排除）

第6条 甲及び乙は、各々で定める反社会的勢力に対する方針を遵守し、本協定の適正性を確保するものとする。

本協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、甲及び乙が記名押印の上、各自1通を保管する。

令和5年3月23日

甲 鹿児島県いちき串木野市昭和通133-1

いちき串木野市長

中屋謙治



乙 鹿児島県鹿児島市泉町2番3号
鹿児島相互信用金庫
理事長

永倉悦雄

